

漁港マスコットキャラクターの使用に関する規約

令和7年4月1日

(趣旨)

第1条

この規約は、漁港及び海業のPR・振興を目的とした漁港マスコットキャラクター「ぎょっこん」「うみーぎょ」「うみにゃーご」(以下「キャラクター」という。)を使用する際に必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用の手続き)

第2条

- (1) キャラクターを使用しようとする団体(公的機関・個人事業主を含むものとし、政治団体・宗教法人及び反社会的勢力を除く。)、企業及び個人(以下「使用者」という。)は、漁港マスコットキャラクター使用届出書(以下「届出書」という。)を作成し、水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課(以下「水産庁」という。)に提出しなければならない。
- (2) 水産庁は、使用者から届出書の提出があったときは、第1条の趣旨及び第3条の使用条件等に照らして、キャラクターの使用に問題がないと判断した場合は、これを受理するものとする。

(キャラクターの使用条件)

第3条

- (1) キャラクターの使用は、漁港や地域内の海業の取り組みをPR・振興することを目的とするものに限る。
- (2) 営利を目的としたキャラクターの使用を禁止する。
- (3) 法令や公序良俗に反すると認められるような使用を禁止する。
- (4) 他の企業、団体及び個人の商品・サービスを誹謗中傷するような使用を禁止する。
- (5) その他本規約の趣旨に反すると認められるような使用を禁止する。

(キャラクターの使用に関する権利)

第4条

キャラクターの使用に関する一切の権利は、水産庁に帰属する。

(キャラクターの使用方法)

第5条

- (1) キャラクターの使用方法は、「漁港マスコットキャラクター使用ガイドライン(以下「ガイドライン」という。)」のとおりとする。

- (2) キャラクターの使用者が、キャラクターを改変して使用することはできない。ただし、水産庁が認めた場合を除く。
- (3) 水産庁は、使用者によるキャラクターの使用に当たって、必要に応じて条件又は制限をつけることができるものとする。
- (4) キャラクターの使用方法や表現に十分注意の上、使用者の責任において使用するものとする。
- (5) 使用者は、水産庁から別途要請がある場合は、キャラクターの使用実態の報告やキャラクターを使用した対象物の提出等を行わなければならない。

(使用料)

第6条

キャラクターの使用料は、無料とする。

(キャラクターの使用者の義務)

第7条

使用者は、関係法規、本規約、ガイドライン、その他水産庁が随時定める規則類を厳格に遵守するとともに、漁港及び海業のPR・振興の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとする。また、使用者は、水産庁及びキャラクターの信用又はイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとする。

(事故、損害、苦情等の処理)

第8条

キャラクターの使用に関して事故・損害・苦情等が発生した場合は、使用者が自己の責任の下で必要な措置を講ずるものとし、水産庁は、一切責任を負わないものとする。

(キャラクター使用届け出内容の変更)

第9条

使用者は、第2条により届け出た内容に変更があった時は、その変更内容を遅滞なく水産庁に届け出ることとする。

(是正の為の処置について)

第10条

使用者が趣旨に反するような行為又は法令及び公序良俗に反する行為を行ったと水産庁が認めた場合、本規約、ガイドライン等に違反したと水産庁が認めた場合など水産庁が必要と認めた場合は、使用者に対して、次の措置を順次講ずることとする。

- (1) 是正のための改善要求
- (2) 警告
- (3) キャラクターの使用の取消し

(4) 企業・団体名・個人名の公表

(5) 訴訟

(個人情報の取扱いについて)

第 11 条

本規約により収集する使用者の個人情報については「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）」に基づき、適切に管理する。

(附則)

本規約は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。本規約は、事前の通知なく改訂される場合があり、改訂内容については水産庁 HP 等で通知する。

必要のない部分は
適宜削除して使用して下さい。

(様式)
令和 年 月 日

漁港マスコットキャラクター使用届出書

水産庁漁港漁場整備部計画・海業政策課長 殿

(申請者)

住 所
氏 名

(法人の場合は法人名)

(法人の場合は代表者名)

(法人の場合は担当者名)

電 話 番 号

メ ー ル ア ド レ ス

漁港マスコットキャラクターを使用したいので、下記のとおり提出します。

なお、使用にあたっては、漁港マスコットキャラクターの使用に関する規約を遵守します。

記

1	キャラクターを使用する 事業等の名称	
2	使用目的及び 具体的な使用方法	
3	場所・数量等(数量は概数可) (印刷物に使用する場合は印刷部数)	
4	参考資料	※ 実際に掲載予定の資料、概要説明資料や図案等、内容がわかるものを添付してください。